

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

1、本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2、募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、公益財団法人群馬県観光物産国際協会（以下、「当協会」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。（2）旅行契約の内容・条件はパンフレット、本旅行条件書、及び、当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当協約款」といいます。）によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。（以下「最終旅行日程表」といいます。）

3、旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当協会は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者との間で行います。（2）所定の申込書によりお申込みください。（3）旅行契約は、当協会が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するとします。（4）障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方はご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

4、お申込条件

(1)18才未満の方は親権者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。（2）健康を害している方、車椅子等の器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください）。あらためて当協会からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。お申し出を受けた場合、当協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。当協会は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込をお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。尚、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様負担とさせていただきます。（3）お客様が暴行、暴力、脅迫行為、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。（4）お客様が当協会に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。（5）お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当協会からの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。（6）お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当協会が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。（7）お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で受け付ける場合があります。（8）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当協会が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。その他当協会の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5、契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当協会らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。また、最終旅行日程表をお渡しするコースについては遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日前日にお渡しすることがあります。

6、旅行代金のお支払い

旅行代金は、当協会らが指定する期日までに支払いいただきます。

7、旅行代金について

(1)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数をご確認下さい。（2）「旅行代金」は、第14項(1)の「取消料」、第14項(2)の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8、旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食費、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。（2）添乗員が同行するコースにおける

添乗員経費、団体行動に必要な心付。（3）その他ホームページ、パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの。（4）上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9、旅行代金に含まれないもの

前項1から3のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。（1）超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。（2）空港施設使用料。（ホームページ、パンフレットに明示した場合を除きます。）（3）クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。（4）ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。（5）運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。（6）自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10、追加代金

第7項という「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）（1）ホームページ、パンフレット等で当協会が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。（2）「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。（3）ホームページ、パンフレット等で当協会が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。（4）その他ホームページ、パンフレット等で「××追加代金」と称するもの（パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。

11、旅行契約内容の変更

当協会は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当協会の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明いたします。

12、旅行代金の額の変更

当協会は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。（1）利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。（2）当協会は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。（3）旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当協会はその変更差額だけ旅行代金を減額します。（4）第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことにによる変更の場合を除き、当協会はその差額だけ旅行代金を変更します。（5）当協会は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当協会の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13、お客様の交替

お客様は、当協会の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入し、当協会に提出していただきます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。又契約上の地位の譲渡は、当協会が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

14、取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒（同室）にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に對する差額代金をそれぞれいただきます。（2）旅行代金が期日までに支払われないときは、当協会は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。（3）お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15、旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。a、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。b、第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。c、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。d、当協会がお客様に対し、第5項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。e、当協会の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

③当協会は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻いたします。

(2)当協会の解除権

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当協会は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当協会は旅行契約を解除することがあります。

a、お客様が当協会のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。b、お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。c、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。d、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。e、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。f、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。g、★を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当協会があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。h、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当協会は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻いたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻いたします。

16、旅行開始後の解除

(1)お客様の解除権

①お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。②お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。③本項(1)の②の場合において、当協会は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当協会の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当協会の解除権

①当協会は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。a、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。b、お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。c、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当協会の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。d、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

②解除の効果及び払い戻し

本項(2)の①に記載した事由で当協会が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合当協会は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当協会が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

③本項(2)の①のa、dにより当協会が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④当協会が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当協会とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに關する当協会の債務については、有効な弁済がなされたものとし、ます。

17、旅行代金の払い戻し

(1)当協会は、「第12項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当協会が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。（2）本項(1)の規定は、第19項(当協会の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当協会が損害賠償債

求権を行使することを妨げるものではありません。 (3) クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

18. 添乗員

(1) 添乗員が同行しない旨を明記しているコース以外は、添乗員または添乗資格を有するバスガイドが同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。(2)『現地添乗員同行』表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。(3)『現地係員案内』表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。(4) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

19. 当協会の責任

(1) 当協会は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があった場合に限りです。(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては当協会は原則として本項(1)の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮等、当協会又は当協会の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合。(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当協会が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20. 特別補償

(1) 当協会前項(1)の当協会の責任が生じるか否かを問わず、当協会約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。(2) 本項(1)にかかわらず、当協会の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ビッケル、アイゼン等の登山用具を使用するもの)、スライダー、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、ウルトラライト機等)搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当協会は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当協会は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当協会約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。(5) 当協会が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けず。(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。(4) 当協会は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当協会の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担とし、お客様は当該費用を当協会が指定する期日まで当協会の指定する方法で支払わなければなりません。(5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴

う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

22. 旅行保証

(1) 当協会は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当協会に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当協会は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)ア 旅行日程に支障をもたらず悪天候、天災地変 イ 戦乱 ウ 暴動 エ 官公署の命令 オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ 旅行参加者の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置 ②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当協会は変更補償金を支払いません。 ③ホームページ、パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当協会は変更補償金を支払いません。(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当協会がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がひとつの旅行につき1,000円未満であるときは、当協会は変更補償金を支払いません。(3) 当協会はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相應の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当協会が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
【1】 ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】 ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】 ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の設備のより低い料金のものへの変更(変更後の設備の料金の合計額がホームページ又は確定書面に記載した設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
【4】 ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
【5】 ホームページ又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
【6】 ホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
【7】 ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
【8】 ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
【9】 上記【1】～【8】に掲げる変更のうち募集ホームページ又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：ホームページ、パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 注2：【9】に掲げる変更については、【1】～【8】の料率を適用せず、【9】の料率を適用します。 注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎

に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。 注4：【4】【7】【8】に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。 注5：【3】【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。 注6：【4】運送機関の会社名の変更、【7】宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものはいいます。 注7：【4】運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

23. 通信契約による旅行条件

当協会らは、当協会が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当協会が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日を行います。(2) 申し込み際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当協会協会に通知していただきます。(3) 通信契約による旅行契約は、当協会らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当協会らがその通知を発した時に成立し、当協会らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。(4) 当協会らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(5) 契約解除のお申し出があった場合、当協会らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。(6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当協会らは通信契約を解除し、当協会らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けず。

24. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

25. 個人情報の取扱い

(1) 当協会らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当協会らは①当協会らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。(2) 当協会らは、当協会らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当協会らは利用させていただきます。尚、当協会における個人情報取扱管理者の氏名については当協会へお問合せ下さい。(3) 当協会は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

26. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日はパンフレット等に明示した日となりますが、パンフレット等に明示がない場合は2026年10月1日となります。

27. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。(2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります。ご買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。(3) 当協会は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。☆このご旅行に間接担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

旅行企画・実施

登録番号 群馬県知事登録旅行業 第2種 448号

名称 公益財団法人群馬県観光物産国際協会

所在地 群馬県前橋市大手町2丁目1番1号

群馬会館3階

電話番号 027-243-7274

営業日 平日(土日祝 休日)

営業時間 9:00～17:00

国内旅行業務取扱管理者 登坂 秀昭

(一社)全国旅行業協会正会員